

平成28年度税制改正の参考資料 (厚生労働省関係)

平成27年12月
厚生労働省



目 次

・ セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設	1
・ セルフメディケーション推進に資する薬局に係る税制措置の創設	2
・ 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設	3
・ 医療に係る消費税のあり方の検討	4
・ 社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続	5
・ 社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し	6
・ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置の拡充及び延長	7
・ 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し	8
・ 国民健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置	9
・ 子育て支援に要する費用に係る税制措置の検討	10
・ ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置	11
・ サービス付き高齢者向け住宅に係る割増償却の延長	12
・ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続	13
・ 障害者総合支援法の見直しに伴う税制上の所要の措置	14
・ 協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率のあり方の検討	15
・ 給付金に係る税制上の所要の措置	16
・ 個人寄附に係る税額控除要件の見直し	17
・ 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長	18
・ 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長	19
・ 雇用保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	20
・ 確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置	21
・ 年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置	22
・ 交際費課税の特例措置の延長	23
・ 公害防止用設備に係る特例措置の延長	24
・ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額における損金算入の特例措置の延長	25
・ 労働安全衛生総合研究所と労働者健康福祉機構の統合に伴う税制上の所要の措置	26
・ グリーン投資減税（エネルギー環境関連投資促進税制）	27

セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設

(所得税、個人住民税)

1. 大綱の概要

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、**健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（※1）を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品（※2）の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除する。**

- （※1） 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診
- （※2） 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）
- （注） 本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

※セルフメディケーションは、世界保健機関(WHO)において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されている。

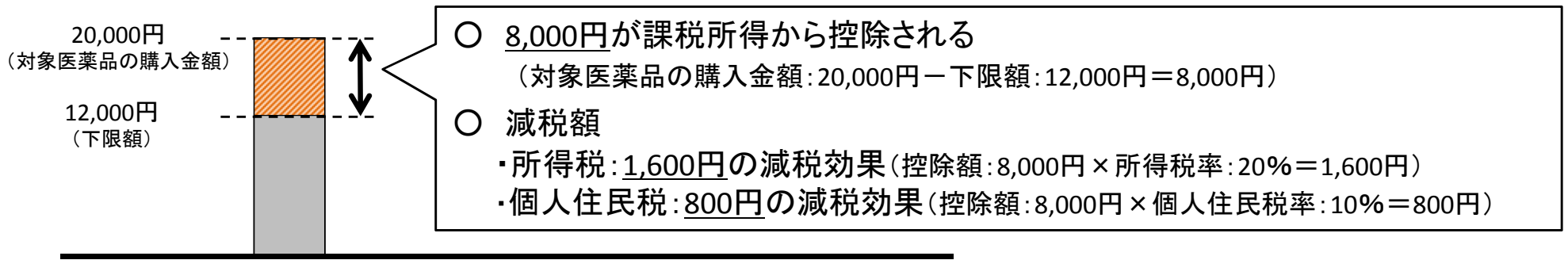
2. 制度の内容

■対象となる医薬品（医療用から転用された医薬品：スイッチOTC医薬品）について

- スイッチOTC医薬品の成分数：82（平成27年12月1日時点）
 - － 対象となる医薬品の薬効の例：かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬
 - （注） 上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではない
 - － 具体的な対象医薬品の範囲等は、税制改正法案成立後、関係者と協力して周知を行っていく。

本特例措置を利用する時のイメージ

- 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む）



1. 大綱の概要

中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。

2. 制度の内容

○地域住民による主体的な健康維持・増進を積極的に支援するため、平成28年度より「健康サポート薬局」(※)の公表制度を創設予定。

(※)かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、地域住民による主体的な健康維持・増進を積極的に支援する薬局

○こうした薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーション推進を図るため、充実した相談体制や設備などを有する健康サポート薬局のうち中小企業者が新規開設・増設・改築するものに係る不動産について不動産取得税の軽減措置(当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例)を講ずる。

(健康サポート薬局である旨を表示できる薬局の基準(案))

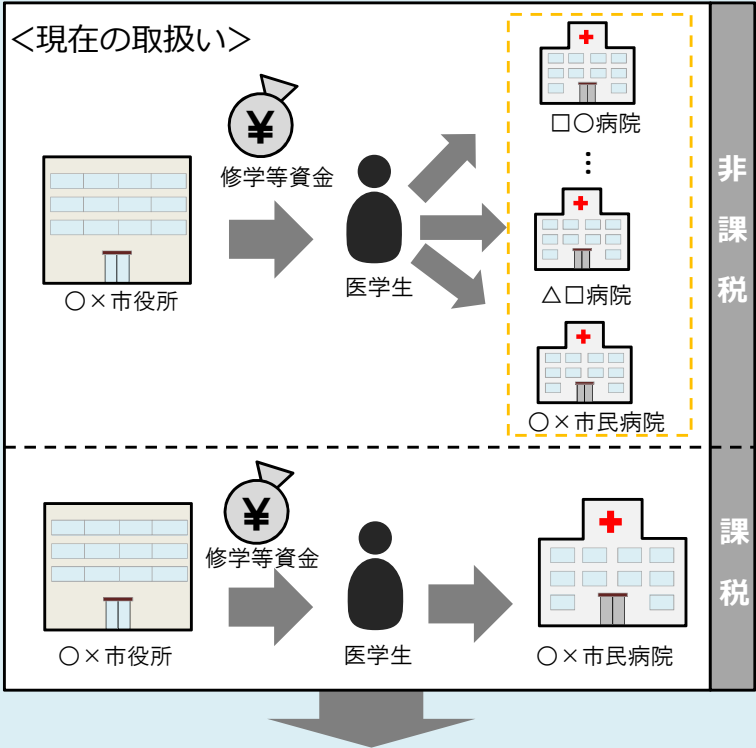
- (1) かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能 …… かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能について、以下の基準を設定。
- ① 服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
 - ② 患者からの電話相談等への24 時間対応、在宅患者に対する薬学的管理・指導
 - ③ かかりつけ医を始めとした関係機関等との連携体制の構築
- (2) 健康サポート機能を有する薬局の機能 …… 健康サポート機能を有する薬局の機能について、以下の基準を設定。
- ① 地域における関係機関等との連携体制の構築 ② 薬剤師の資質確保 ③ 間仕切り等で区切られた相談窓口の設置
 - ④ 健康サポート薬局である旨や取組内容をわかりやすく表示すること
 - ⑤ 要指導医薬品等に関する供給機能・助言体制等の構築
 - ⑥ 平日の営業日は一定時間以上連続で、土日は一定時間開局していること
 - ⑦ 健康に関する相談への対応、積極的な健康サポートの実施

1. 大綱の概要

学資に充てるため給付される金品のうち非課税所得とならない給与その他对価の性質を有するものから、「給与所得を有する者がその使用者から通常の給与に加算して受けるものであって、法人の役員や、使用人の配偶者等に給付されるもの以外のもの」を除外する措置を講ずる。このことにより、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益は非課税となる。

2. 制度の内容

- 地方公共団体における地域の医師確保対策には、医学生等に対して修学等資金を貸与し、当該医学生が卒業後一定期間、当該地方公共団体が指定する医療機関に勤務した場合に、当該修学等資金の返還を免除するものがある。
この場合、当該地方公共団体が指定する医療機関が、
 - ・当該地方公共団体以外が設置運用する医療機関を広く対象としている場合には、学資金として非課税
 - ・当該地方公共団体が設置主体である医療機関に限定されている場合には、給与その他对価の性質を有するものとして課税される取扱いとなっている。
- しかし、医療資源が乏しく、勤務先の選択肢を確保できない地方公共団体には、積極的な支援を行う必要があることから、学資金非課税の範囲から除かれる金品（課税対象）の範囲を明確化し、このようなケースを非課税とすることとしたもの。
- なお、この改正は、医学生（医師）に限らず、薬剤師、理学療法士、介護福祉士といった他の職種等への従事が見込まれる学生・生徒への学資金も対象となる。



非課税となる学資金の範囲の明確化により、非課税

1. 大綱の概要

<検討事項>

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行う。税制上の措置について、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、平成29年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。

2. 背景

- 社会保険診療については、消費税は非課税扱い。
- 消費税導入時（平成元年）、引上げ時（平成9年）に診療報酬改定を行い、消費税による医薬品などの仕入れ費用の増加分が、医療機関等にとって実質的な負担とならないよう対応。
- 税制抜本改革法（平成24年8月）、三党実務者合意（平成24年6月）により、8%引上げ時には、高額投資に係る消費税の負担について、診療報酬等の医療保険制度における手当のあり方を検討することとされた。
- 中央社会保険医療協議会「医療機関等における消費税負担に関する分科会」の議論を踏まえ、平成26年4月の8%引上げ時に診療報酬と別建ての高額投資対応は行わず、診療報酬の中で、基本診療料等に上乗せすることで対応。
- 平成27年11月の分科会において、消費税率8%への引上げによる医療機関等の控除対象外消費増税(3%)分については、診療報酬改定による対応により、マクロでは概ね補てんされているものの、補てん状況にはばらつきが見られることを確認。
- 10%引上げ時の対応として、診療側は、診療報酬による対応では限界があるとして、税制による抜本的な解決を強く要望。

1. 大綱の概要

＜検討事項＞

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

2. 現行制度

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
非課税	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
	特別法人 * 医療法人を含む	3.4% (約4.9%)	4.6% (約6.6%)	
	普通法人	3.4% (約4.9%)	5.1% (約7.3%)	6.7% (約9.6%)
	個人	5.0%		

注：（）内の数字は、26年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「地方法人特別税」（事業税率の43.2%）を合算した税率

1. 大綱の概要

社会医療法人の認定を取り消された医療法人が、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画が適当である旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、課税対象となる累積所得金額からその計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の取得価額の見積額の合計額を控除できる措置を講ずること等により、課税を繰り延べることとする。

2. 制度の内容

- 地域における医療確保の観点から、平成27年に成立した改正医療法においては、周辺環境の変化など法人の責めに帰することができない事由（天災、人口減少等）により実績要件を満たせなくなり、社会医療法人（※）の認定を取り消された医療法人であっても、公的な法人運営などに関する要件を満たした上で、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画（実施計画）を作成し、都道府県知事の認定を受けた場合には、引き続き収益業務を実施できる制度を創設した。
(※社会医療法人とは、救急医療等確保事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療）を行う医療法人であり、法人税・固定資産税等が非課税)
- 現状、社会医療法人の認定が取り消された場合には、それまでの所得の累積額（収益事業を除く）が取消年度の益金に一括して算入されるが、上記実施計画について知事の認定を受けた医療法人については、**それまでの所得の累積額から、実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備（※）に係る取得価額の見積額の合計額を控除できる措置**を講ずる。（公益認定法人と同様の仕組み）（※処置室・手術室等の新設・改築、MRI・CT等機器設備、救急自動車の更新・購入 等）

■ 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画について（都道府県知事が認定）

- 計画期間：12年以内（特別の事情がある場合には、18年以内）
- 医療法人が備えるべき主な要件（実績要件以外は社会医療法人と同じ要件）：
 - ・ 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療の医療連携体制を担う医療機関として医療計画に記載
 - ・ 役員等についての同族性が排除されていること（1/3要件）
 - ・ 理事等に対する報酬について、支給の基準を定め、公開していること
 - ・ 社会保険診療に係る収入金額が全収入金額の8割を超えること
 - ・ 法人解散時の残余財産が国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属すること

等

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置の拡充及び延長（所得税、個人住民税）

1. 大綱の概要

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の改正を前提に、同法の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等について、引き続き所得税等を課さないこととする。

2. 措置の内容

<背景>

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（以下「B肝特措法」）に基づく給付金等については、その和解金としての性質を踏まえ、非課税措置が講じられている。

【延長】

給付金等については、平成29年1月12日に給付金支給の請求期限が到来するため、法改正による請求期限の延長を検討しているところである。仮に、法改正を行い請求期限を延長する場合には、**引き続き、所得税等の非課税措置を講ずる。**

【拡充】

発症後20年を経過して提訴をした「死亡・肝がん・肝硬変」の患者についても、給付金の支給対象とすることを検討しており、仮に支給対象とした場合には、**他の給付金等と同様、所得税等の非課税措置を講ずる。**

<現行のB肝特措法上の給付金>

	右以外	発症後20年が経過した者（注）
死亡・肝がん・肝硬変（重度）	3,600万円	定めなし
肝硬変（軽度）	2,500万円	定めなし
慢性肝炎	1,250万円	300万円（150万円*）*治療歴のない者
無症候性キャリア	600万円	50万円



発症後20年が経過した者
900万円
600万円（300万円*）*治療歴のない者

（注）死亡は死亡後、肝がん・肝硬変・慢性肝炎は発後、無症候性キャリアは集団予防接種を受けた日後、それぞれ20年を経過した者をいう。

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

1. 大綱の概要

国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、

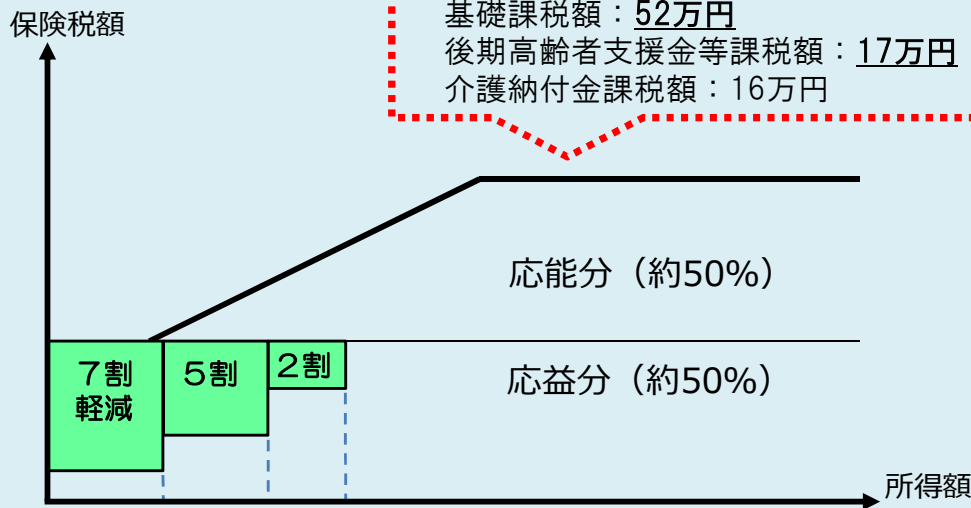
- ① 基礎課税額に係る課税限度額を54万円（現行52万円）に引き上げる。
- ② 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円（現行17万円）に引き上げる。

また、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を26.5万円（現行26万円）に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を48万円（現行47万円）に引き上げる。

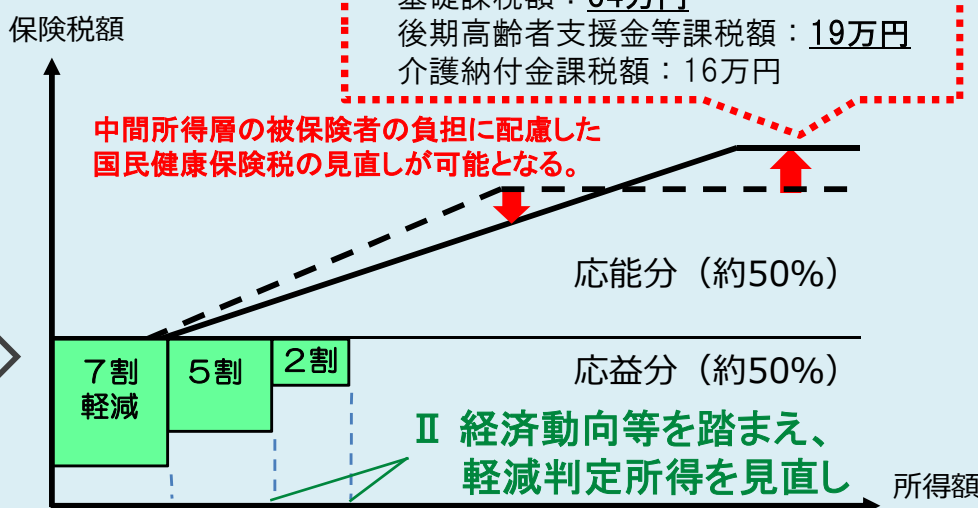
2. 制度の内容

<現行>



【現行】 軽減判定所得
7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
5割軽減基準額
＝基礎控除額(33万円)＋26万円×(被保険者数*)
2割軽減基準額
＝基礎控除額(33万円)＋47万円×(被保険者数*)

<改正後>



【改正後】 軽減判定所得
7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
5割軽減基準額
＝基礎控除額(33万円)＋26.5万円×(被保険者数*)
2割軽減基準額
＝基礎控除額(33万円)＋48万円×(被保険者数*)

* 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

1. 大綱の概要

新たに創設される患者申出療養に基づく保険外併用療養費の支給に係る療養について、消費税を非課税とする。

2. 制度の内容

- 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により創設された患者申出療養（※）について、評価療養と同様に、消費税を非課税とする措置を創設する。
（※）患者の申出を起点とする新たな保険外併用の仕組み

【保険診療との併用が認められている療養】

<保険導入のための評価を行うもの>

- 評価療養
 - ・ 先進医療（先進A:60技術、先進B:48技術 平成27年4月時点）
 - ・ 医薬品、医療機器、再生医療等製品の治験に係る診療
 - ・ 薬事承認後で保険収載前の医薬品、医療機器、再生医療等製品の使用
 - ・ 薬価基準収載医薬品の適応外使用
(用法・用量・効能・効果の一部変更の承認申請がなされたもの)
 - ・ 保険適用医療機器、再生医療等製品の適応外使用
(使用目的・効能・効果等の一部変更の承認申請がなされたもの)

<保険導入を前提としないもの>

- 選定療養
 - ・ 特別の療養環境（差額ベッド）
 - ・ 歯科の金合金等
 - ・ 金属床総義歯
 - ・ 予約診療
 - ・ 時間外診療
 - ・ 大病院の初診
 - ・ 大病院の再診
 - ・ 小児う蝕の指導管理
 - ・ 180日以上入院
 - ・ 制限回数を超える医療行為

○ 患者申出療養 ※平成28年4月施行

1. 大綱の概要

＜基本的考え方＞（一部を省略して抜粋）

（略）税制においても、働く意欲のある女性にとって働きやすい環境を整備する見直しを、丁寧に検討していく。（略）

個人所得課税については、平成6年の税制改革を行ってから約20年が経過し、（中略）生活を支えるために夫婦ともに働く世帯が増加しているなど、働き方にも大きな変化が生じている。

こうした構造変化を踏まえ、（中略）子どもを産み育てやすい環境を整備する観点から、子ども・子育て支援新制度の実施状況など、現物給付を含めた歳出面での対応との関係を整理しつつ、子育て支援に係る税制のあり方について検討する。

2. 要望の背景・内容

- 共働き家庭やひとり親家庭にとって、子育てや家事について外部サービスを利用することが就労のために必要となることがあり、勤務中の育児への対応は特に緊急度が高い。
- 現役世代が子育てと仕事を両立できる子育て支援施策を図っていくことは、少子化対策の観点の他、女性の活躍促進の観点、労働力確保を通じた経済成長促進の観点からも重要である。
労働者の働き方や子育てをとりまく環境が多様化する中、また、地域によって利用できる子育てに係るサービスに差異がある中、子ども・子育て支援新制度による保育等の公的サービスによる対応に加え、柔軟な子どもの預かりサービス利用を必要とする子育て家庭が存在する。
- このようなベビーシッター等の子どもの預かりサービスを利用した際の費用については、子育て家庭が就労することに伴い必要となる経費であり、税制での支援の必要性が高いと考えられることから、ベビーシッター等の子育てに要する費用の一部について、税制上の所要の措置を講ずる。

1. 大綱の概要

児童福祉法等の改正を前提に、ひとり親家庭や多子世帯への支援の充実、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化等に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

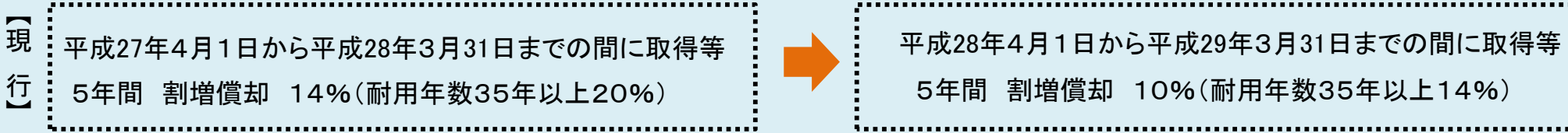
2. 要望の背景

- 経済的に厳しいひとり親家庭や多子世帯の自立を応援していく必要があり、子育て、生活、就業、経済面などについて一層の充実を図っていくとともに、支援を必要とする家庭に対し、行政の支援が確実につながる仕組みを整えていく必要がある。
- また、児童虐待に関する相談対応件数が年々増加するなど、依然として深刻な状況にある児童虐待の問題について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を早急に図る必要がある。
- 以上を踏まえ、社会の変容等に伴う子どもと家庭を取り巻く今日的な課題に対応するため、新たな子ども家庭福祉システムを構築し、ひとり親家庭や多子世帯への支援の充実、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化等を図ることとしており、それに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

1. 大綱の概要

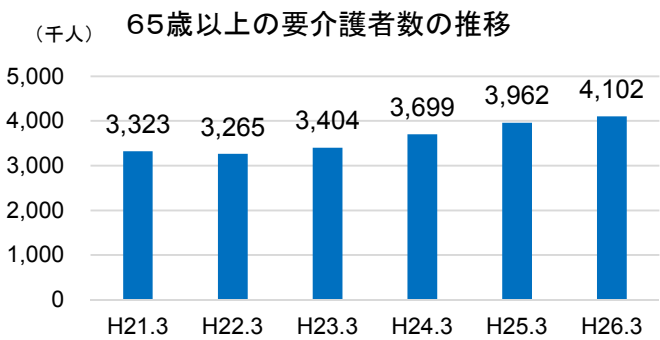
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度について、割増償却率を10%（耐用年数が35年以上であるものについては、14%）（現行：14%（耐用年数が35年以上であるものについては、20%））に引き下げた上、その適用期限を1年延長する。

2. 制度の内容



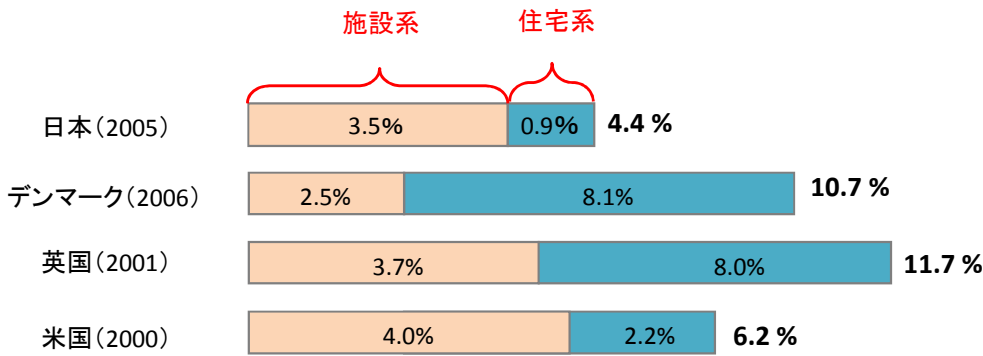
- 要介護状態にある高齢者は急速に増加しており、要介護の重度化等に対応した住まいの確保を図ることが不可欠。
- このため、在宅医療・介護の場となるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進することが必要。

要介護状態にある高齢者は増加傾向



(出典:介護保険事業状況報告)

高齢者に対する介護施設・高齢者住宅の割合は諸外国より低い



(出典: 社会保障国民会議サービス保障(医療・介護・福祉)分科会(第8回))

サービス付き高齢者向け住宅の登録基準



- ハード
 - ・床面積は原則25㎡以上
 - ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
 - ・バリアフリー（廊下幅、段差解消、手すり設置）

- サービス
 - ・サービスの提供をすること（少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供）
- 契約内容
 - ・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと等

※有料老人ホームも登録可

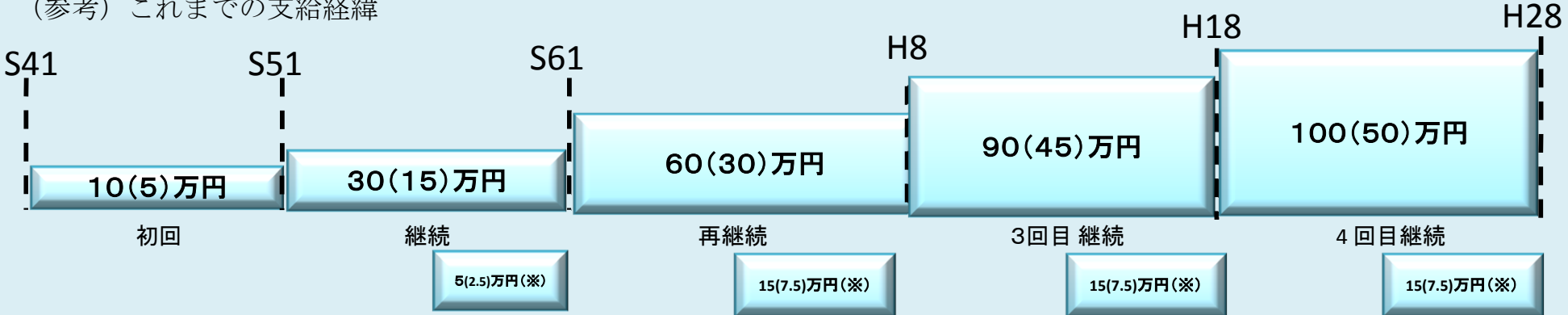
1. 大綱の概要

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正により新たに支給されることとなる特別給付金について、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

2. 制度の内容

- 昭和41年の制度創設以来、先の大戦で障害を負った夫の介助、看護や家庭の維持等のため、長年にわたり大きな負担に耐えてきた、戦傷病者等の妻の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉（いしゃ）を行うため、記名国債の交付により特別給付金を支給。
- この特別給付金について、従前より、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法において、非課税措置（所得税、印紙税、個人住民税）及び差押禁止措置が規定。
- 平成28年に現在償還中の国債が最終償還を迎えることから、国として引き続き慰藉（いしゃ）を行うため、特別給付金の支給を継続するための法案を次期通常国会に提出予定（額面等については調整中）。

(参考) これまでの支給経緯



(注) 括弧内は、戦傷病者等の障害の程度が軽症であった場合の金額 (※) 中間年の改正により支給される国債

1. 大綱の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律等の改正を前提に、改正後の障害福祉サービス事業等について、現行制度と同様の非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

2. 要望の背景

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の附則において、施行後3年（平成28年4月）を目途として、障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずることとされている。
【附則における検討事項】
 - ・ 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
 - ・ 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
 - ・ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
 - ・ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
 - ・ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
- これを受けて、社会保障審議会障害者部会において、平成27年4月から検討を開始し、計45団体からヒアリングを行うとともに、各論点に関する検討を進めてきたところであり、平成27年12月中に報告書が取りまとめられる予定。
- これに基づき、障害福祉サービスの見直し等を行うための障害者総合支援法の一部改正法案を平成28年通常国会に提出する見込み。

1. 大綱の概要

協同組合等課税については、組合によって事業規模や事業内容が区々であるが、同一の制度が適用されている。そうした実態を丁寧に検証しつつ、組合制度の趣旨も踏まえながら、検討を行う。その上で、特に軽減税率のあり方について、事業分量配当の損金算入制度が適用される中で過剰な支援となっていないかといった点も勘案しつつ、平成27年度税制改正における受取配当等益金不算入の見直しの影響を考慮しながら、今般の法人税改革の趣旨に沿って、引き続き検討を行う。

2. 現行制度

〔協同組合等に係る法人税の軽減措置等〕

対象法人	農業協同組合、中小企業等協同組合、消費生活協同組合、信用金庫など
課税対象	全ての事業
法人税率	19% (所得年800万円までは15%) なお、特定の協同組合等のうち、店舗売上高が年1,000億円以上である等の事業年度にあつては、所得年10億円を超える部分について22%
その他	・事業分量配当の損金算入制度(注1)の適用あり (注1)組合員に対して組合事業の利用分量に応じて分配する金額について、損金算入を認める制度 ・受取配当等益金不算入(注2)について、平成27年度税制改正において、以下の見直しあり 平成26年度まで ①持株比率25%未満: 益金不算入割合50%、②持株比率25%以上: 益金不算入割合100% 平成27年度から ①持株比率5%以下: 益金不算入割合20%、②持株比率5%超1/3以下: 益金不算入割合50%、 ③持株比率1/3超: 益金不算入割合100% ※下線部が変更箇所 (注2)保有する株式等による受取配当について、持株比率に応じて一定の割合が益金に算入されない

給付金に係る税制上の所要の措置

(所得税、個人住民税)

1. 大綱の概要

給付金の非課税について、次の措置を講ずる。

- ① 「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」として給付される給付金について、引き続き所得税・個人住民税を課さない。
- ② 低所得の高齢者等を対象に給付される「年金生活者等支援臨時福祉給付金」について、所得税・個人住民税を課さない。

2. 給付金の概要

	平成28年度簡素な給付措置 (臨時福祉給付金)	年金生活者等支援臨時福祉給付金	
		①低所得の高齢者向けの 給付金	②低所得の障害・遺族基礎年金 受給者向けの給付金
支給対象者	市町村民税（均等割）が課税 されていない者 (市町村民税（均等割）が課税さ れている者の扶養親族等、生活保 護の被保護者等を除く)	平成27年度簡素な給付措 置の対象者のうち、平成 28年度中に65歳以上とな る者	平成28年度簡素な給付措置の対 象者のうち、障害基礎年金又は 遺族基礎年金を受給している者 (①の支給対象者を除く。)
支給額	支給対象者一人につき、 3,000円 (平成28年10月～平成29年3月の 半年分)	支給対象者一人につき、 30,000円	

1. 大綱の概要

公益法人等（※1）に寄附した場合の税額控除制度について、その適用の可否を判定するパブリック・サポート・テストの要件のうち、年平均の判定基準寄附者数が100人以上であることとする要件を緩和し、公益法人等の各事業年度の公益目的事業費用等（※2）が1億円に満たない場合には、その公益目的事業費用等を1億で除した数に100を乗じた数（最低10人）以上、かつ、その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が30万円以上であることとする。

（※1）公益法人等：公益社団法人・公益財団法人、学校法人・準学校法人、社会福祉法人、更生保護法人

（※2）公益社団法人・公益財団法人の場合公益目的事業費用、学校法人・準学校法人の場合私立学校等の経営に関する事業の費用、社会福祉法人の場合社会福祉事業費用、更生保護法人の場合更生保護事業費用

2. 制度の内容

- 税額控除対象法人となるためには、次の（1）及び（2）の要件を満たす必要があり、（1）①の要件が緩和される。

【現行の要件】

（1）「市民との関わり合い」の基準として次の①②のいずれかの要件を満たす必要がある。

① 3,000円以上の寄附者が年100人以上いること。

② 寄附金が収入の5分の1以上であること

（2）「運営の透明性」の基準としての情報公開要件

- ・役員名簿等の書類を据え置き、閲覧の請求に対応すること
- ・寄附者名簿を作成し保存すること

【改正後の要件】（1）②及び（2）の要件は現行と同じ。

- ・公益目的事業費用等が1億円に満たない場合には、その公益目的事業費用等を1億で除した数に100を乗じた数（最低10人）以上（※）
- ・寄附金の額の年平均の金額が30万円以上

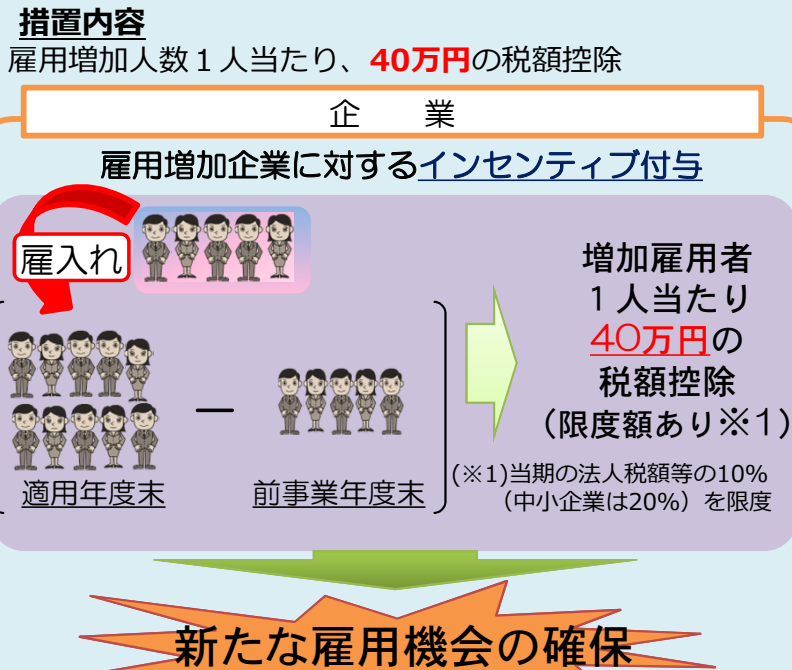
（※）例えば、公益目的事業費用等1,000万円の法人は、10人 $(\frac{1,000万円}{1億円} \times 100)$ 以上の寄附が必要。

1. 大綱の概要

適用の基礎となる増加雇用者数を地域雇用開発促進法の同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者の増加数（新規雇用に限るものとし、その事業所の増加雇用者数及び法人全体の増加雇用者数を上限とする。）とした上、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

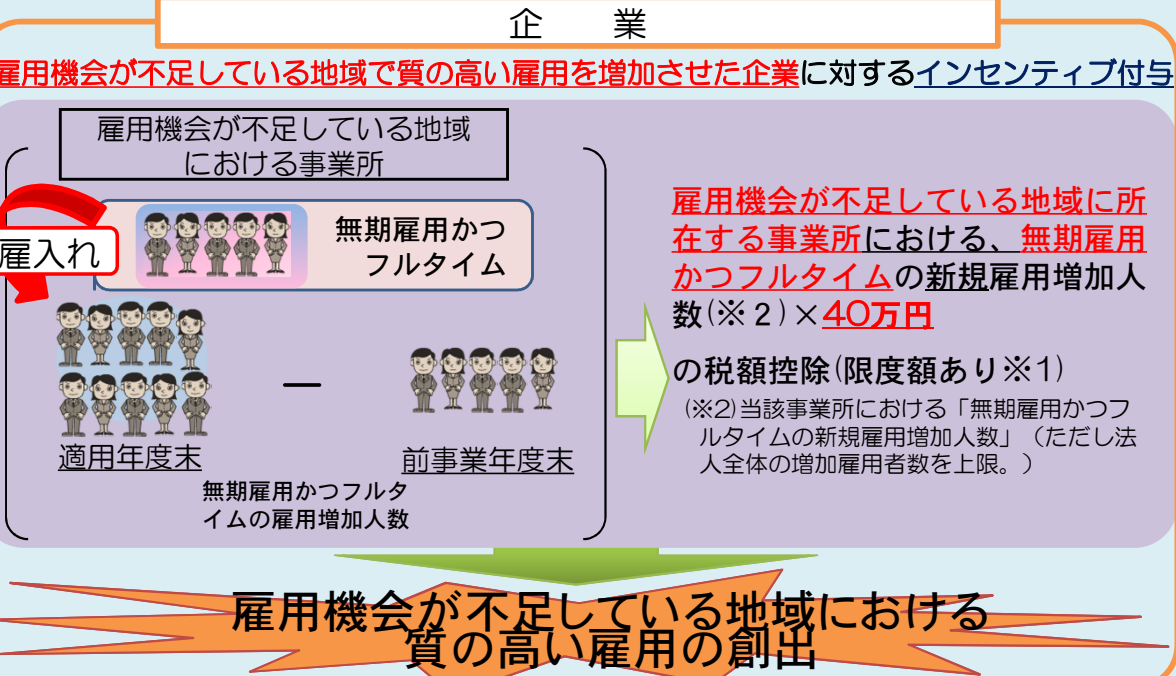
現行制度



措置内容

雇用機会が不足している地域（地域雇用開発促進法に規定する同意雇用開発促進地域）における質の高い雇用（無期雇用かつフルタイム）の創出について、増加人数1人当たり、**40万円**の税額控除

改正後



適用要件

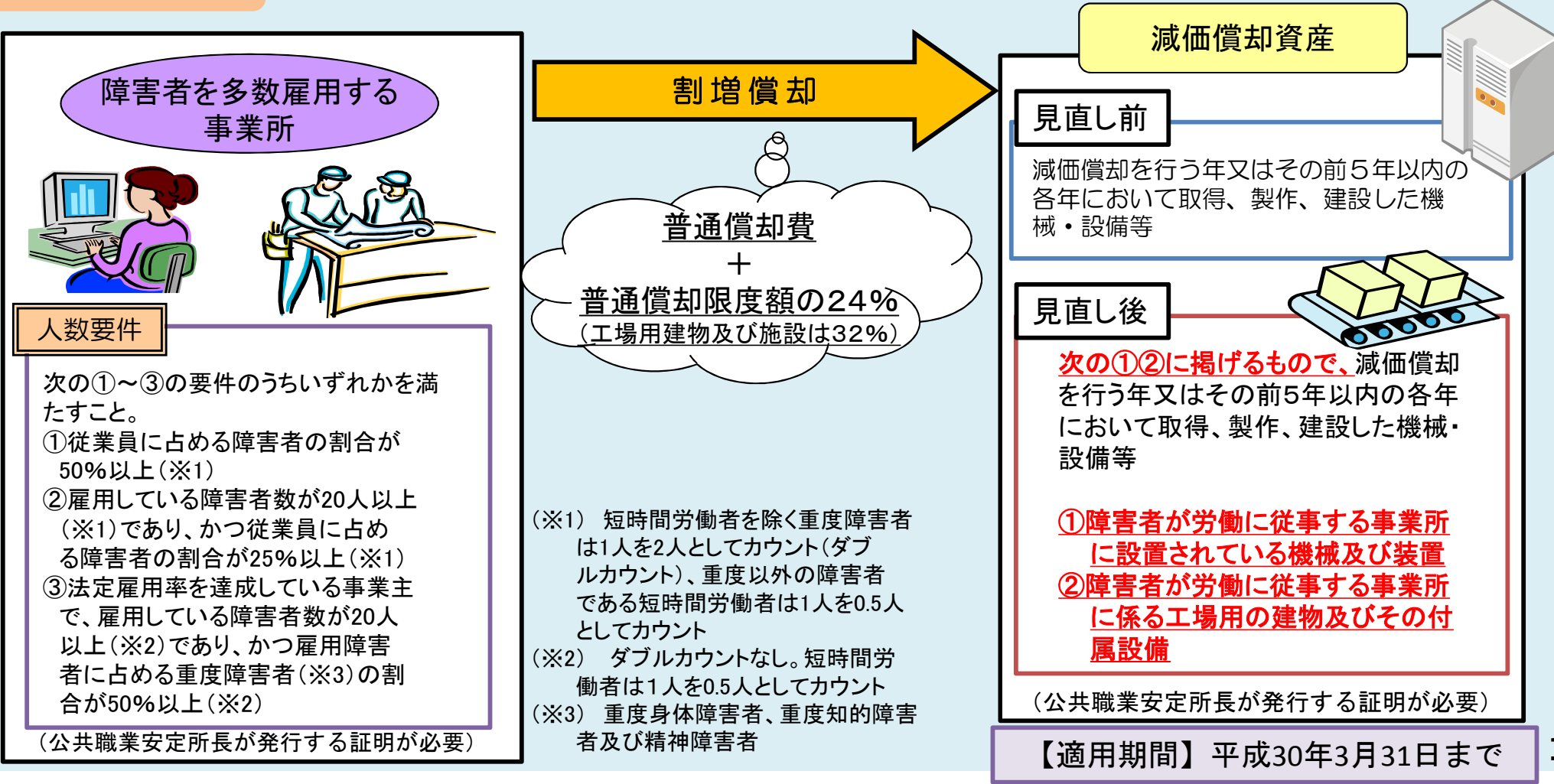
- ・適用年度中に雇用保険一般被保険者の数を5人（中小企業は2人）以上かつ10%以上増加させること
- ・適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと
- ・適用年度における「支払給与額」が、その前事業年度における支払給与額よりも、一定以上増加すること
- ・風俗営業等を営む事業主ではないこと

【適用期間】平成30年3月31日まで

1. 大綱の概要

障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、対象資産を障害者が労働に従事する事業所にあるものに限定し、圧縮記帳の特例と重複して適用できないこととする等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容



1. 大綱の概要

雇用保険法の失業等給付等について、雇用保険法等の改正を前提に、引き続き非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

2. 現行の制度（要望の背景）

- ◆ 日本再興戦略改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）においては、65歳以上の高年齢者の雇用が一層推進されるよう、雇用保険の適用の在り方等について必要な検討を進めることとされているが、これを含めた雇用保険制度の在り方について現在、労働政策審議会において検討を行っている。

「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）（抄）

65歳以上の高年齢者の雇用が一層推進されるよう、企業側のインセンティブや雇用保険の適用の在り方等について、必要な検討を進める。

- ◆ 失業等給付は全て非課税となっているが、当該検討の結果、失業等給付について所要の改正を行う場合には、併せて税制上の所要の措置を講じる必要がある。

雇用保険法（昭和49年法律第116号）（抄）

第11条（受給権の保護）

失業等給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

第12条（公課の禁止）

租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

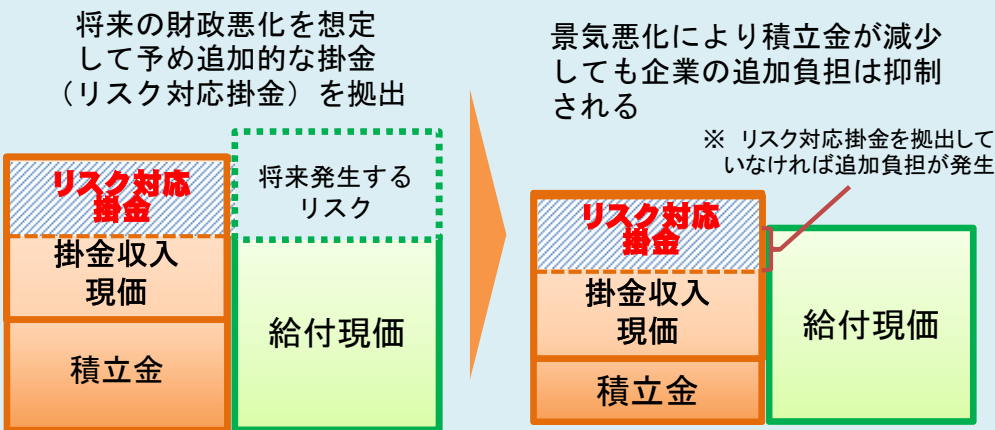
1. 大綱の概要

- 確定給付企業年金（DB）について、
- ①事業主が将来の財政悪化を想定して計画的に拠出する掛金
 - ②事業主が拠出する掛金で給付増減調整により運用リスクを事業主と加入者で分担する企業年金に係るもの 等
- について、税制上の所要の措置を講じる。

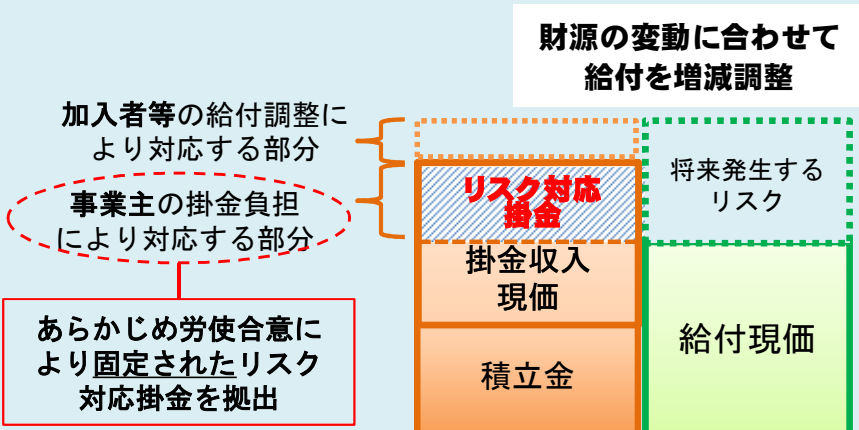
2. 制度の内容

- 老後所得の充実のため、公的年金を補完する私的年金の普及・拡大が求められている中で、確定給付企業年金制度（DB）の多様化・柔軟化を図り、企業が私的年金を取り組みやすくするため、新たに以下の仕組みを導入した際に掛金の損金算入を認める。
- ・ 将来の財政悪化を想定した、計画的な掛金拠出を可能とする **リスク対応掛金** の仕組みを導入すること
 - ・ 運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合う仕組みである **リスク分担型DB** を実施可能とすること

リスク対応掛金の仕組み(イメージ)



リスク分担型DBの仕組み(イメージ)



1. 税制改正について

今後、法案の内容をみて検討を行う。（「△法」として取扱い）

2. (参考) 要望内容

社会保障審議会年金部会において、**G P I Fのガバナンス体制の見直しの検討を行っており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。**

3. 背景

- 年金積立金の管理及び運用は、厚生年金保険法等の規定により、厚生労働大臣が、運用に特化した専門の法人である年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）に寄託して行うこととされている。
- G P I Fについては、日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえ、そのガバナンス体制の見直しについて社会保障審議会年金部会において年金制度、法人の組織論等の観点から検討を行っている。

●日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

(GPIFについては)また、基本ポートフォリオ見直しとあわせ、ガバナンス体制の強化を図る必要があり、(略)資金運用の観点から行われた有識者会議の提言を踏まえ、厚生労働省において、当該資金の規模・性格に即して、長期的な健全性の確保に留意しつつ、(略)年金制度、法人の組織論等の観点から今後の法改正の必要性も含めた検討を行うなど必要な施策の取組を加速すべく所要の対応を行う。

●日本再興戦略改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)

GPIFについては、ガバナンス体制について、年金制度、法人の組織論などの観点から今後の法改正の必要性も含めた検討を行うなど必要な施策の取組を加速すべく所要の対応を行う。

1. 大綱の概要

交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

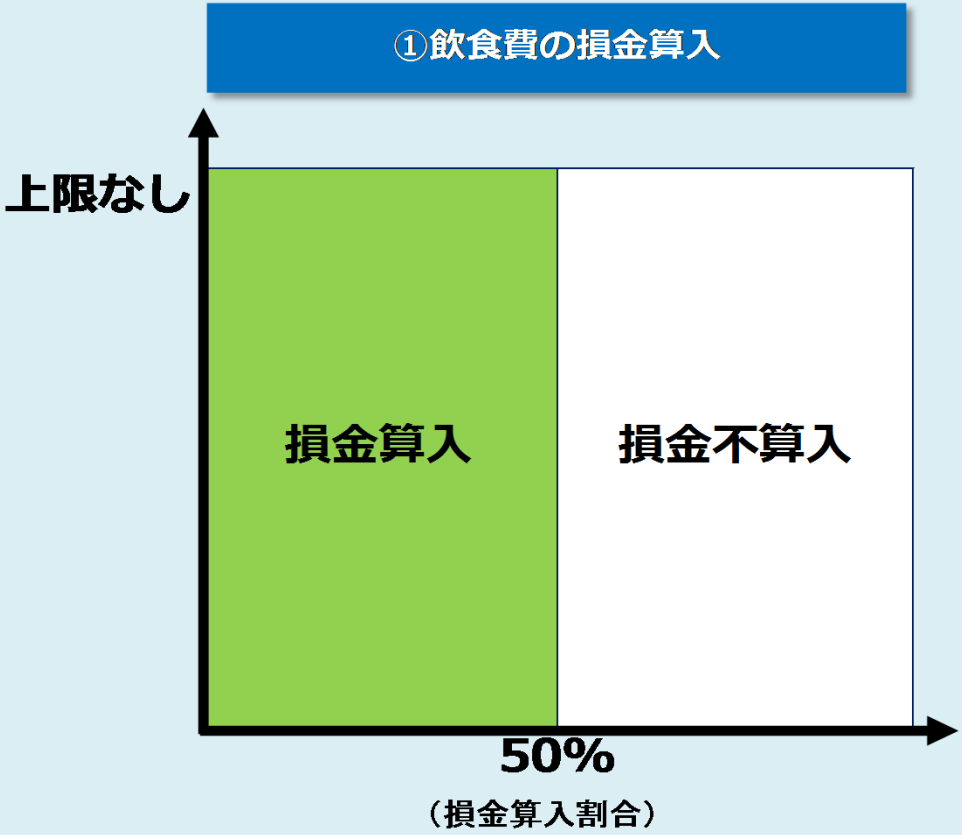
2. 制度の内容

交際費課税については、消費の拡大を図る観点から、以下の特例措置が設けられている。

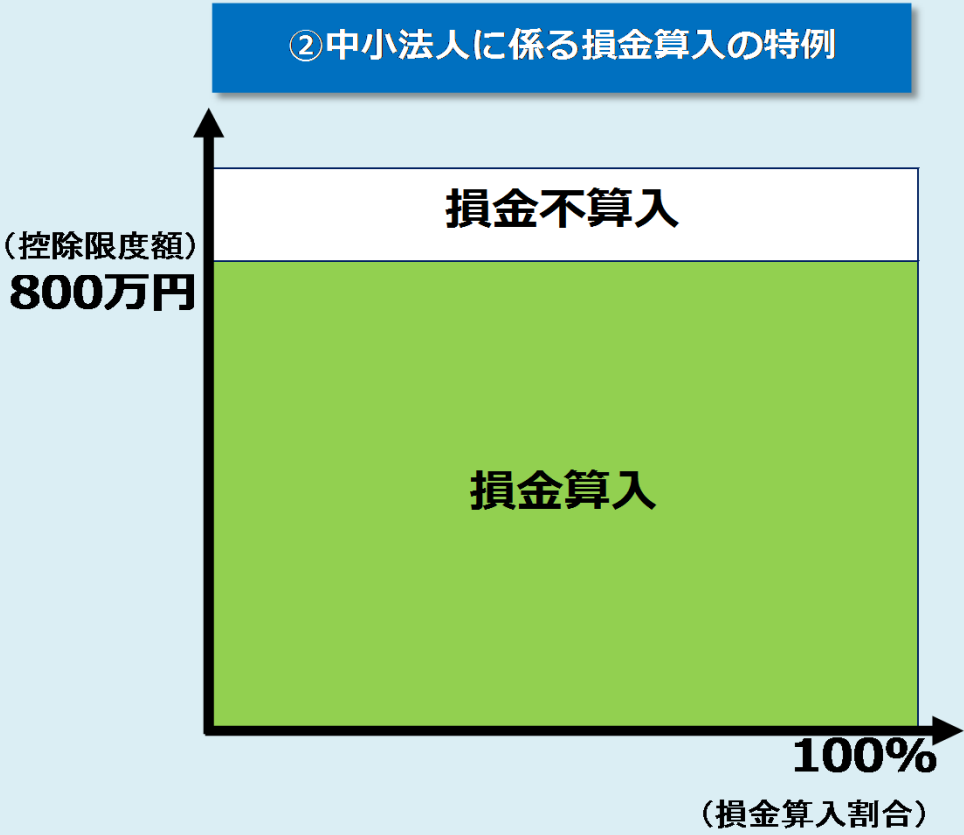
① **飲食のために支出する費用の額（社内接待費を除く。）の50%を損金算入**

② **中小法人に係る交際費については800万円まで全額損金算入**

※中小法人については①又は②のいずれかを選択。



※社内接待費を除く



※中小法人は①又は②のいずれかを選択

1. 大綱の概要

公害防止用設備の特例措置について、法人税等は、対象設備からフッ素系溶剤に係る活性炭吸着式回収装置を含むドライクリーニング機を除外した上、その適用期限を1年延長し、固定資産税は、適用対象を中小企業者等に限定した上、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

対象設備

【国税】テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着式回収装置内蔵型のドライクリーニング機

【地方税】テトラクロロエチレン溶剤及びフッ素系溶剤を使用する活性炭吸着式回収装置内蔵型のドライクリーニング機



特例措置

【国税】 特別償却（8%）

【地方税】 課税標準の軽減

- ①大臣配分資産又は知事配分資産 1/2
- ②その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

※国税、地方税いずれも中小企業者等に限る

1. 大綱の概要

中小企業者等の少額減価償却資産の所得価額の損金算入の特例について、対象となる法人から常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人を除外した上、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

- 中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度。
※常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人に限る。
- 本制度により、中小企業者における、①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図る。

中小企業者のみ 全ての企業	取得価額	償却方法	合計300万円 まで
	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)	
	20万円未満	3年間で均等償却(注) (残存価額なし)	本則
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	

(注)20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1／3ずつ損金算入することが可能。

1. 大綱の概要

独立行政法人労働安全衛生総合研究所を統合する独立行政法人労働者健康福祉機構の独立行政法人労働者健康安全機構への改組後も、現行制度と同様の措置を講ずる。

2. 措置の内容

◆「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において以下のとおり記載。

【労働安全衛生総合研究所、労働者健康福祉機構】

- 上記2法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。
- 国が委託事業として実施している産業保健支援に関する事業及び化学物質の有害性調査（日本バイオアッセイ研究センター事業）については、統合法人の業務として集約し、一元的に実施する。



第189回通常国会において、上記方針を盛り込んだ「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成27年法律第17号）」が成立（平成28年4月施行）



国税部分（及び地方税部分の承継特例）については平成27年税制改正において認められているところ、それ以外の平成28年度税制改正に持ち越しとされた部分（不動産取得税、固定資産税等）についても、労働安全衛生総合研究所と労働者健康福祉機構の統合に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

1. 大綱の概要

エネルギーミックスの実現に向け、対象となる設備の見直し等を行った上で、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

現行制度【適用期間：平成27年度末まで】

- 対象設備を定め、税制の適用期間内に取得・建設し、その日から1年以内に事業の用に供した場合、事業を開始した日を含む事業年度において
 - ①30%の特別償却を認める（なお、風力発電設備については即時償却が適用可能）
 - ②中小企業者等は特別償却及び即時償却に加え、7%の税額控除との選択が可能

改正概要【適用期間：2年間の延長（平成29年度末まで）】

- 適用期限を延長し、エネルギー基本計画及びエネルギーミックスや、それと整合的な約束草案を踏まえ、対象設備の追加等

再エネの重点化

各電源の特性に応じて対象設備を重点化

- ① 出力の安定している木質バイオマス発電設備、地熱発電設備を新たに対象に追加。中小水力発電設備の適用期限を延長。
- ② 大規模風力発電設備の適用期限を延長。
- ③ 自家消費型の太陽光発電設備を支援。

再エネ熱の促進

多様なエネルギー利用に向け、再生可能エネルギー熱利用の促進

- ① 木質バイオマス熱利用設備を対象に追加。
- ② 下水熱利用設備については管内設置型を支援。
- ③ その他バイオマス熱利用設備の適用期限を延長。

省エネの推進

火力発電の高効率化と省エネ設備の普及

- ① 火力発電の効率化を図るためにコンバインドガスタービンの適用期限を延長。
- ② 自動車戦略等で掲げた目標台数達成に向け、電気自動車等の適用期限を延長。

※電気自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車については、特別償却のみ適用可能。